

表現等に関する製造事業者用ガイドライン

クリーンガス証書評価委員会作成

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、クリーンガス証書機関（以下「機関」という。）が認定するクリーンガス製造設備及び認証するクリーンガス相当量等に関し、クリーンガス製造事業者が行う表現や機関が定めるクリーンガス証書マークの使用について示すものであり、クリーンガス価値の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で制定する。

本ガイドラインについては、当該クリーンガス製造設備により製造されたガス量に伴うクリーンガス証書の発行事業者を介して、クリーンガス製造事業者に情報提供を行い遵守してもらうものとする。

本ガイドラインの改定は、機関が行うものとする。

2. 表現方法

クリーンガス製造事業者から証書発行事業者へのクリーンガス価値の移転は、契約がクリーンガス設備認定、クリーンガス相当量認証より前か、クリーンガス相当量認証の後に行われるかを問わず、証書発行事業者が製造実績から購入量をクリーンガス製造事業者に決定・通知した時点で行われたものとみなす。

この後は、クリーンガス製造事業者はそのクリーンガス価値を持たない。

よって、当該クリーンガス製造設備により製造されたガス量をもって CO₂ 削減に寄与している旨の表現は認められない。

また、当該クリーンガス製造設備により製造されたガスをガス事業者等へ売却する際には、その売却先に対してクリーンガス価値を第三者に移転させた旨の情報提供を行う。

クリーンガス価値を第三者に移転させたクリーンガス製造事業者が、公的報告制度等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考としてクリーンガス価値を第三者に移転させた旨の記載に努めるものとする。

以下に、具体的な表現可能例を示す。

- ・この設備は、クリーンガス証書機関（機関名を挿入）より認定された製造設備です。
- ・この設備は、地球環境に優しい製品を製造する設備です。

3. クリーンガス証書マークの使用

機関より認定されたクリーンガス製造設備及びその製造設備の広報ツールにクリーンガス証書マークを添付することは認められる。

クリーンガス証書マークを使用する場合は、証書発行事業者を通じて事前に機関に対し「クリーンガス証書マーク使用届出書」を提出するものとする。また、その使用内容について変更があった場合には、機関へ事後報告しなければならない。

4. その他当該クリーンガス製造設備において、「クリーンガス証書認定・認証基準」の要件を満たせない事態が発生した場合には、クリーンガス製造事業者は当該製造設備により製造されたガス量に伴うクリーンガス証書の発行事業者を介して、その旨を機関に届け出るとともに、その事態が解消されたと機関によって判断されるまで、当該クリーンガス製造設備において機関並びにクリーンガス証書に関連した表現等を行ってはならないとともに、クリーンガス証書マークを使用してはならない。

附則（令和5年12月12日制定）

1. このガイドラインは、令和5年12月12日より施行する。

附則（令和6年3月4日改定）

1. このガイドラインは、令和6年3月4日より施行する。